

第百一号議案

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

江戸川区子ども医療費助成条例（平成五年十月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「子どもを養育している保護者」を「子どもを養育している者」に、「児童福祉の増進を図る」を「子育ての支援に資する」に改める。

第二条第一項中「十五歳」を「十八歳」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「保護者」を「子どもを養育している者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 高校生等が何人からも監護されておらず、江戸川区（以下「区」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この条例において「高校生等」とは、子どものうち十五歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日から十八歳に達した日以後における最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

第三条第一項中「子ども（」を「者（」に、「江戸川区（以下「区」という。）（」を「区」に、「子どもで」を「子どもを養育している者で」に、「その者」を「その子ども」に改め、同条第二項中「該当する者」を「該当する子どもを養育している者」に改め、同項第二号中「規則」を「養育している子どもが、規則」に改め、同項第三号中「児童福祉法」を「養育している子どもが、児童福祉法」

に改める。

第四条中「保護者」を「対象者」に、「対象者」を「子ども」に改める。

第五条第一項中「対象者」を「子ども」に改め、同条第二項中「保護者」を「対象者」に改める。

第六条第一項中「保護者」を「対象者」に改め、「に医療証」の下に「（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によつて高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）」を加え、「対象者」を「子ども」に改め、同条第二項中「保護者」を「対象者」に改める。

第七条第一項中「保護者」を「対象者」に改め、同条第二項中「保護者」を「対象者」に、「対象者」を「子ども」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 区長は、必要があると認めるときは、対象者に現況に関する届出を行わせることができる。

第七条の二第一項中「対象者は、」の下に「子どもに係る」を加える。
第九条第一項第二号中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第四条の規定による申請及び医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の第六条の規定は、施行日以後に医療に関する給付が行われた場合について適用し、施行日前に医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。

(説明)

東京都が、高校生等に対する医療費助成を行う都内の区市町村に対して補助を開始することを踏まえ、子どもに係る医療費の一部助成を高校生等まで拡大するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。